

「Ｌアラート」商標及びロゴの利用に関する細則

（商標登録）

- 第 1 条 本サービスの名称の商標登録に伴い、「Ｌアラート」を表現する場合（「Ｌアラート」ロゴを利用する場合を除く。）には、「Ｌアラート®」と表記するものとする。
- 2 商標「Ｌアラート®」の権利者は、総務省である。なお、商標の登録番号は、「第 5802710 号」、登録日は、「平成 27 年 10 月 30 日」である。
- 3 「Ｌアラート®」の「Ｌ」は、全角大文字とする。
- 4 同一の書面等において複数回「Ｌアラート」の表現を行おうとする場合には、以下の記載を当該書面等の冒頭に明記することで「®」を省略することを認める。
「Ｌアラート®」は、総務省の登録商標である。（登録第 5802710 号）
- 5 ここで定める以外の方法により「Ｌアラート」商標の利用を希望する者は、個別に総務省に協議を申し込むことができ、同省の判断によりその可否等を決定する。

（Ｌアラートロゴの提供）

- 第 2 条 「Ｌアラート」の広報を目的としたロゴ（以下「本ロゴ」という。）は、総務省が作成したものであり、本ロゴの著作権は同省に帰属する。
- 2 本ロゴを利用しようとする者は、本ロゴのオリジナルファイルを総務省ホームページからダウンロードする形で取得できる。

（Ｌアラートロゴの利用条件）

- 第 3 条 本ロゴを利用する者は、次項から第 4 項までに規定する利用条件を遵守しなければならない。
- 2 本ロゴの利用に当たっては、政府標準利用規約（第 2. 0 版）又は当該規約と互換性のあるクリエイティブコモンズライセンス表示 4. 0 国際（CC BY 4. 0）に準拠した利用条件を遵守しなければならない。
- 3 印刷配布、投影資料等での一時的な利用について、前項の利用条件に従う場合には、総務省への連絡を不要とする。
- 4 Web サイトやシステム内で本ロゴを継続的に利用する場合には、第 2 項の利用条件を遵守するとともに、次に掲げる手続を行うものとする。
- （1） ロゴ押下時のリンク先は、総務省が指定するＬアラートのホームページを設定する。
- ※URL が変更された場合には、その時点の URL に変更するものとする。
- （2） ロゴを利用する場合には、事前に総務省が指定するメールアドレスに利用する旨

のメール連絡を行い、同省から利用許可を得るものとする。

・記載する内容

標題：【Ｌアラートロゴ利用連絡】株式会社〇〇××

1. 利用する目的
2. 本ロゴを掲載するWeb・システム等の代表的なURL
(イントラでのご利用であればその旨の記載)
3. 利用に関する問い合わせ先の担当者の情報
(会社名、部署、名前、電話番号、メールアドレス)

※利用形態によっては、利用を拒否する場合もある。

(Ｌアラートロゴの不正利用)

第4条 総務省は、本ロゴの利用条件を逸脱した利用を認知した場合、メール等により、正しく利用するよう是正を求めることができ、その他本ロゴの使用の停止等を求めることができる。この場合において、同省からの要請に応じないときは、同省のホームページにおいて、不正な形で利用がなされているシステム名、関連URL、その管理組織名等を掲載することができる。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。